

新型コロナウイルス感染症
第61回 危機管理対策本部 会議次第

令和4年1月25日

1 開 会

2 議 題

- (1) 区職員による新型コロナウイルス在宅療養者に対する安否確認緊急訪問の実施について

- (2) 東京都 PCR 等検査無料化事業検査会場の開設について

3 閉 会

区職員による新型コロナウイルス在宅療養者に対する 安否確認緊急訪問の実施について

1 実施の目的

新型コロナウイルス感染者のうち軽症及び無症状であることから在宅療養で回復を目指す方に対し、国はから少なくとも1日1回以上は状況を確認するといった方針が示されている。第六波による感染急拡大の影響を受け業務がひっ迫する保健所においては、より高度な経験と知識等を要する重症・中等症の患者への対応を優先することから、在宅療養者の安否緊急訪問については、全庁で対応することとする。

2 緊急訪問の概要

(1) 緊急訪問先の対象者

保健所で電話等により安否確認をとることができない在宅療養者

(2) 職員体制

区職員2人1組を平日・休日を問わず6組確保し、保健所保健予防課から要請があった際には、速やかに出動できるようにしておく。人員の確保及び出動の優先順位の決定については、全庁各部を6つのブロックに分け、公平性に配慮しローテーション等により行う。

(3) 出動の際の連絡体制

保健予防課から防災・危機管理課に要請を行い、防災・危機管理課から予め定められた当番表により各ブロックの代表者に伝達する。

(4) 従事者が担う役割（主なもの）

- ア 在宅療養者の自宅を訪問し、対面することなく、インターフォンを使用したり、玄関ドアをノックする等在宅療養者の無事を確認する。
- イ 在宅療養者が著しい体調不良を訴えた際には、保健予防課へ在宅療養者本人に対する連絡を促す。さらに救急車の対応が必要となった際には、搬送されるまでを見届ける。
- ウ 在宅療養者の無事が確認できない場合は、公用携帯電話により保健予防課に連絡を入れる。保健予防課の判断により警察・消防の出動に至った場合には、一連の確認が完了するまでを見届ける。
- エ 緊急訪問の事前には必ず保健予防課に立ち寄り、業務に関する説明を受け、安全対策の消耗品等を受け取る。また、緊急訪問完了後も必ず保健予防課に立ち寄り報告書を作成する。

東京都 PCR 等検査無料化事業検査会場の開設について

1 要 旨

東京都 PCR 等検査無料化事業の感染拡大傾向時の一般検査事業として、東京都が北区内に新たに開設するものである。

感染拡大の傾向が見られる場合に、感染リスクが高い環境にある等のため感染不安を感じる無症状の都民に対し、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という）第 24 条第 9 項等に基づき検査受検を要請し、要請に応じた都民が受検する検査を無料とする事業で、感染対策と日常生活の両立及び陽性者の早期発見、早期治療につなげることを目的とする。

- | | |
|--------------|---|
| 2 実施主体 | 東京都（事業委託先 川崎重工業株式会社） |
| 3 検査会場 | 北とぴあ2階グッドタイムテラス跡地 |
| 4 開設期間 | 令和4年1月28日（金）～2月13日（日） |
| 5 開設時間 | 午前11時から午後5時まで |
| 6 検査の種類・実施方法 | PCR 検査
検体採取型（その場で検体を採取し（綿棒を3分間、舌下でくわえる採取法）、原則として翌日、結果を個別に被験者に通知（メール、電話等） |
| 7 検査申込み | 事前及び当日申し込み |
| 8 その他 | ・検査の結果が陽性の方には、医療機関受診を案内する。
・現在、区内に薬局4店で検査が可能だが、検査キットや受入人数が限られている。 |